

防災情報ネットワーク事業実施要綱

制定 平成21年3月31日付20農振第2187号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和3年12月20日付3農振第2045号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

国営造成土地改良事業により造成された土地改良施設（以下「国営造成土地改良施設」という。）や決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（以下「防災重点ため池」という。）の観測情報を防災情報共有プラットフォームに提供すること等により、国の防災情報の充実を図ることが必要となっている。

また、国営造成土地改良施設及び防災重点ため池（以下「国営造成土地改良施設等」という。）の被災や地域の被害を防止・軽減するため、国営造成土地改良施設等の的確な操作運用、市町村における迅速な初動態勢の整備等を図ることが一層重要となっている。

このため、国営造成土地改良施設等に関して、防災情報ネットワーク設備の整備及び保守運用を行うとともに、老朽化、豪雨・地震対策（以下「老朽化等対策」という。）として必要な検討・整備を行うものとする。

第2 事業内容

防災情報ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、国営造成土地改良施設等の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備（機器、プログラム等）の整備及び保守運用を行うものである。

また、老朽化等対策として、防災情報ネットワーク設備の整備と併せて、国営造成土地改良施設等に関する非常時対応の検討及び非常時においても当該施設の機能を確保するために必要な整備を行うものである。

第3 事業実施主体

本事業は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が実施するものとする。

第4 事業の対象施設

国営造成土地改良施設等を対象とする。

ただし、老朽化等対策については、国営造成土地改良施設等のうち、第5の老

朽化等対策実施方針に定めた施設を対象とする。

第5 老朽化等対策の実施方針

地方農政局長等は、老朽化等対策を実施する場合は、農村振興局長が別に定める老朽化等対策実施方針を策定し、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

なお、老朽化等対策実施方針を変更する場合には、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

第6 事業に係る経費

本事業に要する費用は、全額国庫負担とする。

第7 事業実施状況の報告

地方農政局長等は、本事業の実施状況を、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するものとする。

第8 事業実施期間

老朽化等対策は、令和3年度補正予算（第1号）により実施するものに限る。

第9 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する事業については、なお従前の例による。